

著作権と表現の自由に関する フランスの新たな動き

—Klasen破毀院判決（2015）の
インパクトとその背景—

京都教育大学 比良友佳理

参考

- 比良友佳理「著作権と表現の自由の関係がもたらすフランス著作権法のパラダイム・シフト—Klasen事件・カルメル派修道女の対話事件破毀院判決を中心に—」コピライト678号(2017)36—47頁
- 比良友佳理「著作権と表現の自由に関する欧州人権裁判所の新たな動き—Ashby判決、The Pirate Bay判決—」AIPPI62巻12号(2017)24—50頁

目次

- 1 はじめに
- 2 従来の判例
- 3 Klasen破毀院判決
- 4 検討
- 5 Klasen破毀院判決後の下級審判決
- 6 カルメル派修道女の対話事件破毀院判決
- 7 日本法への示唆

1 はじめに

- 著作権と表現の自由の緊張関係の高まり
 - インターネット技術・デジタル技術
 - 誰もが利用者にも著作者にもなれる時代
- 欧州で近年、活発な動き
 - 2013年：欧州人権裁判所 Ashby判決
 - 2015年：フランス破毀院 Klasen判決
 - 2017年：フランス破毀院 カルメル派修道女の対話事件判決

1 はじめに

- 2015年、フランス破毀院は著作権と表現の自由に関して従来とは異なるアプローチを提示
- 米国最高裁判決とも異なる

2 従来の判例

- フランスでは、著作権被疑侵害者が欧州人権条約10条を援用して表現の自由を主張する先例がいくつかある



- 「最後のチャンス」、「切り札 (joker) 」としての表現の自由

2 従来の判例

欧州人権条約10条（表現の自由）

1 全ての者は、表現の自由に対する権利を有する。この権利には、公の機関による干渉を受けることなく、かつ、国境とのかかわりなく、意見を持つ自由並びに情報及び考えを受けかつ伝える自由を含む。本条は、国が放送、テレビ又は映画の諸企業の許可制を要求することを妨げるものではない。

2 1の自由の行使については、義務及び責任を伴い、法律で定める手続、条件、制限又は刑罰であって、国の安全、領土保全若しくは公共の安全のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、他の者の信用若しくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、又は司法機関の権威及び公平性を維持するため民主的社会において必要なものを課することができる。

2 従来の判例

- 下級審レベルは様々
 - 10条の抗弁の検討すら拒むもの
 - 抽象的な理由付けで一応検討しつつも最終的には著作権優先
 - 抽象的な衡量の結果、表現の自由優先
 - どちらかということと具体的な理由付けで検討するもの
- 破毀院は人権条約10条の抗弁に否定的

2 従来の判例

- ユトリ口事件破毀院判決(2003)
 - 展覧会紹介のルポルタージュに絵画が写し込まれた事例
 - 著作権と表現の自由のバランスは立法者によって著作権の制限規定等に既に考慮されていると判示

2 従来の判例

- Onze Mondial破毀院判決（2007）
 - W杯のトロフィーの写真をサッカー雑誌の表紙に無断で使用
 - 単なる著作物の搾取、侵害を構成



2 従来の判例

- Les Misérables続編事件
 - 控訴院判決（2004）
 - 著作者の生前の意思に反する、著作者人格権侵害肯定
 - 破毀院判決（2007）
 - 著作物の変質の有無、著作者の混同の有無を確認せず、創作の自由を無視して結論を出したとして控訴院判決を破毀
 - 控訴院差戻審（2008）
 - 続編は精神を変質せず、著作者の誤認も生じさせていないとして著作者人格権侵害を否定
- ※ただし、表現の自由の抗弁を認めたわけではないとみられる

2 従来の判例

- 破毀院の従来の立場のまとめ
 - 人権条約10条に基づく防御を認めず
 - 「神聖にして侵すべからざる」著作権が表現の自由に対して席を譲るなど論外

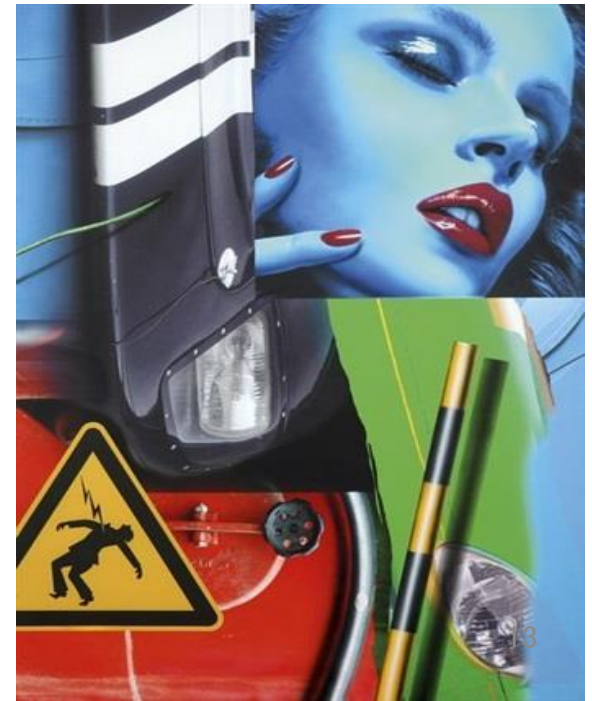


- 2015年、Klasen破毀院判決の登場

3 Klasen破毀院判決

- モード写真家Malka氏が撮影した女性の写真を、芸術家Klasen氏が作品中に利用
 - 「広告と過剰消費のシンボル」として「元々のものとは全く異なるテーマ、考察」を生み出す狙い

Peter Klasen, *Blue face red machine high voltage*, 2008
(<http://www.pratiques-collaboratives.net/Et-si-la-justice-francaise-s-appretait-a-reconnaitre-un.html?lang=fr>) より引用



3 Klasen破毀院判決

- パリ控訴院判決（2013）
 - 引用、パロディ該当性を否定
 - 表現の自由は正当な他の権利、例えば著作権によって制限される
 - 「上位の利益の不在（faute d'intérêt supérieur）」
 - Klasenの表現の自由がMalkaの著作権よりも優位を占めるとはいえない

3 Klasen破毀院判決

- 破毀院判決（2015）
 - 控訴院は「上位の利益の不在」を指摘するのみで、著作権と表現の自由という、問題となっている権利間の**適切なバランス**（*juste équilibre*）の探求について**具体的な方法で**（*de façon concrète*）説明することなしに著作権侵害を肯定する判決を下したという点において法的根拠を欠く
 - 破毀、ヴェルサイユ控訴院に移送

4 検討

- (1) 欧州人権裁判所Ashby判決との関係
- (2) 欧州司法裁判所の判決との関係
- (3) “フランス版フェア・ユース”の導入？

4（１）欧州人権裁判所Ashby判決との関係

【申立人】

- Y3：ファッションショーの写真を撮影
- Y1、Y2が運営するサイトに送信、ファッションショーの数時間後には無料ないし有料で閲覧、販売

【著作権者】

- オートクチュール協会
- クチュールメゾン

4 (1) 欧州人権裁判所Ashby判決との関係

- 申立人らは、フランス国内裁判所の下した有罪判決は、欧州人権条約が保障する表現の自由の行使に対する「不当な干渉 (ingérence injustifiée)」に該当すると主張
- 人権裁判所は結論として10条違反には当たらないとして申立人の主張を退けている

4（1）欧州人権裁判所Ashby判決との関係

- 人権条約上、申立人に対し国内裁判所が科した刑罰は「干渉」に当たる
- 「干渉」は以下の3点を満たさない限り10条違反となる
 - ① 法律によって予め定められていて
 - ② 正当な目的に基づき
 - ③ 民主的社会における必要性がある
- ①②は満たすとして、③が問題

4 (1) 欧州人権裁判所Ashby判決との関係

- ③「民主的社会における必要性」
- 条約締結国は「必要性」の判断について一定の「評価の余地」を有している
- 「評価の余地」の広さは情報の種類による
 - 政治的な表現ならば評価の余地は狭く、商業的表現ならば評価の余地は広くなる
- 本件申立人らは報酬目的、販売目的→商業的なもの
- 一般的利益に関する議論に貢献するものでもない

4（１）欧州人権裁判所Ashby判決との関係

- さらに人権条約上の権利同士のバランスを図ることは困難な問題であるから、その場合締約国は「**重要な評価の余地**」を有する
- 人権条約第1議定書1条は知的財産権にも適用される
- 本件干渉は条約上の権利の保護を目的としたものと評価できる

4（1）欧州人権裁判所Ashby判決との関係

- したがって、本件では国内当局が「**特に重要な評価の余地**（marge d'appréciation particulièrement importante）」を有している
- 結論：人権条約10条違反にはならない

4 (1) 欧州人権裁判所Ashby判決との関係

- 現行の人権裁判所システムで著作権と表現の自由の関係について具体的に判断した初めての判決
- Point 1 : 著作権行使に基づく国内裁判所の措置が人権条約10条の表現の自由に対する「**干渉**」に当たりうるとして、トリプル・テストの審査対象に
- Point 2 : 「**特に広い評価の余地**」を理由に今回の事案では**条約違反を否定**
 - 理由① Yの表現が商業的表現であって一般的利益に関する議論に貢献しないから
 - 理由② 知的財産権も人権条約上の権利だから
- ただし今後の異なる事案では条約違反の可能性も？

4 (1) 欧州人権裁判所Ashby判決との関係

- Ashby判決は締結国に「特に広い評価の余地」を認めた
- フランスとしては評価の余地の中でどのような立場を選択するか自由だったはず
 - 立法に調整を委ねる
 - 裁判所がケースバイケースで調整する
- 破毀院はあえて後者を選択することを明らかにしたとみられる

4 (2) 欧州司法裁判所の判決との関係

- Klasen判決の「適切なバランス (*juste équilibre*) 」というキーワード
- 欧州司法裁判所 (ECJ) のいう、著作権と基本権の「*fair balance*」との関連性？
 - **Promusicae**[2008], C-275/06 (ファイル共有ソフト)
 - **Painer**[2011], C-145/10 (肖像写真の犯罪捜査への使用)
 - **Scarlet Extended**[2011], C-70/10 (フィルタリング)
 - **SABAM v. Netlog**[2012], C-360/10 (フィルタリング)
 - **UPC Telekabel**[2014], C-314/12 (ブロッキング)
 - **Deckmyn**[2014], C-201/13 (パロディ)
 - **GS Media**[2016], C-160/15 (リンク) など

4 (3) “フランス版フェア・ユース”の導入？

- Klasen事件で表現の自由と著作権のどちらが優先されるかはさておき…
- 「適切なバランス」を「具体的な方法」で衡量しなければならないという一般論
 - 破毀院は従来の立場を変更した
 - 「パラダイム・シフト」 (Bensamoun, Sirinelli)
 - 「大きな一歩」 (Tricoire)
 - 「パンドラの箱」 (Caron, Lucas)

4 (3) “フランス版フェア・ユース”の導入？

- フランス著作権法
 - 制限規定は限定列举方式
 - 厳格解釈が原則
 - EU情報社会指令（2001/29）上の要請
- 「閉じられた制限規定」



- 著作権法の**枠外から**表現の自由に基づく抗弁を認めると…

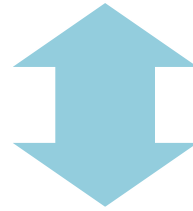


- 「開かれた制限規定」へ？
- フランス版フェア・ユース？

4 (3) “フランス版フェア・ユース”の導入？

■ 肯定的学説

- Varnerot、Geiger、Vivant、Bronzo
 - 従来の制限規定の枠組みに囚われない柔軟な解釈
 - 著作権が芸術等の検閲に使われてはならない
 - 調整は裁判官の役割

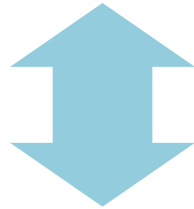


■ 否定的学説

- Lucas、Bruguière、Pollaud-Dulian、Maréchal
 - 法的不安定性
 - 著作権を弱体化、混乱を引き起こす
 - フランス法の伝統に相容れない
 - 調整は立法の役割

5 Klasen破毀院判決後の下級審判決

- 従来の伝統的枠組みに従うもの ① ②



- Klasenの枠組みに追従するもの ③ (④ ?)

- ※ただしいずれも著作者本人死亡の事件

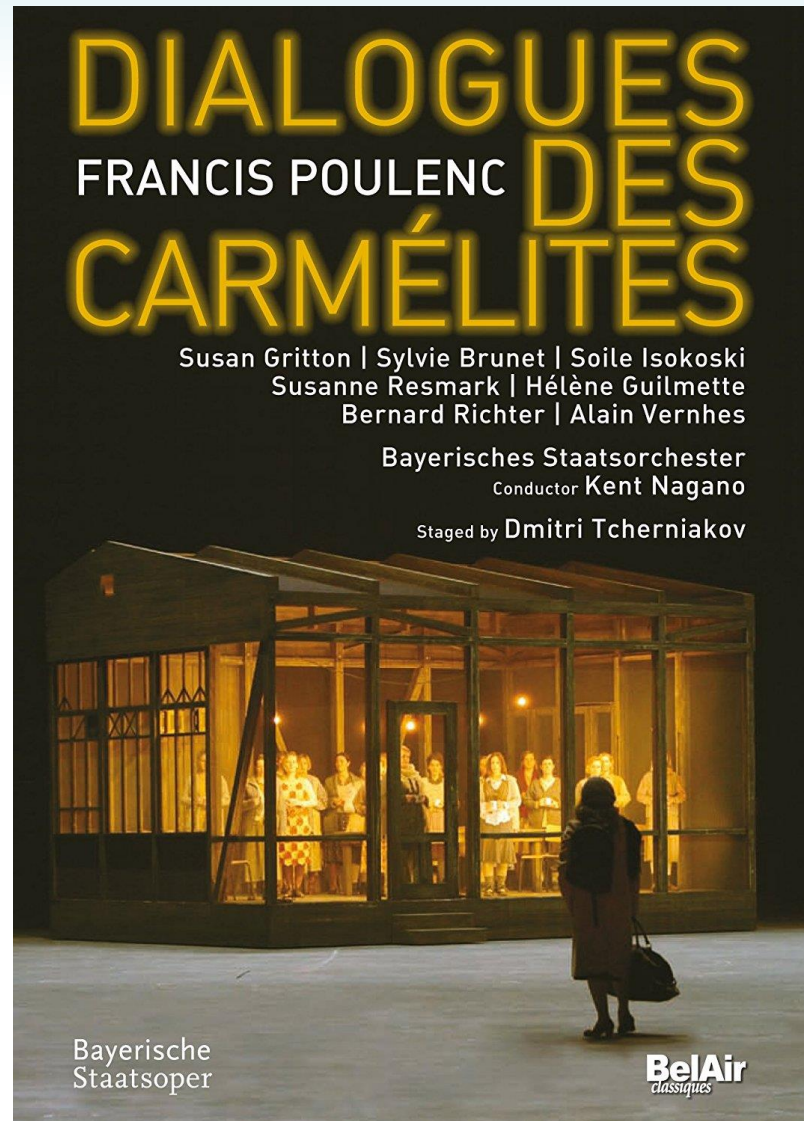
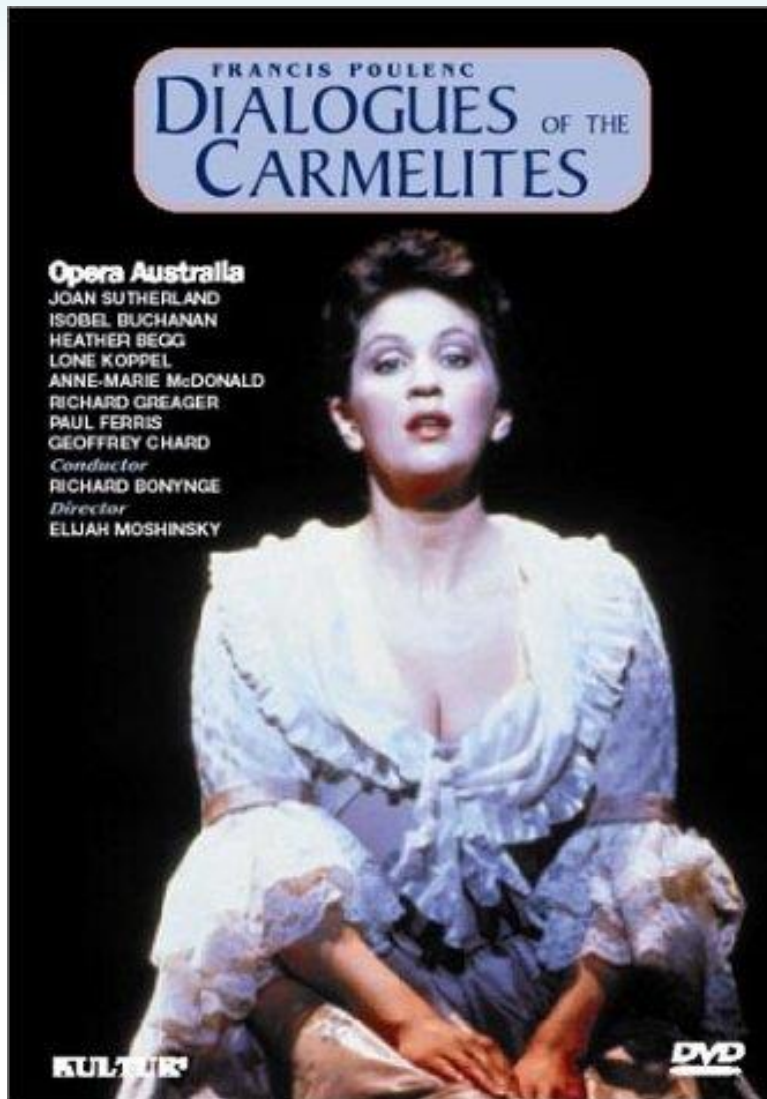
5 ① La danse des chevaliers事件

- 2015年9月25日パリ控訴院
 - 原告：Sergueï Prokofiev の承継人
 - 楽曲「騎士たちの踊り（La danse des chevaliers）」
 - 被告：Hélène Blazy
 - 楽曲「Buri Tour」
- Blazyは当裁判所が具体的な方法で権利のバランスを図れるような議論を全く展開していない
- 著作権は立法者がそれに見合った限界を与えるもの
- 著作権侵害を肯定

5 ②カルメル派修道女の対話事件

- 2015年10月13日パリ控訴院
 - 「カルメル派修道女の対話 (Dialogues des Carmélites)」 (1957) をロシア人 Tcherniakov が演出変更 (ラストシーン)
 - オリジナル版：フランス革命時代、修道女達が順にギロチンで処刑されていき、Blancheも断頭台に倒れる
 - Tcheniakov版：現代、ガスが充満した小屋内にいる修道女達をBlancheが助けに入り、小屋が爆発

5 ②カルメル派修道女の対話事件



Amazon.co.jpより引用

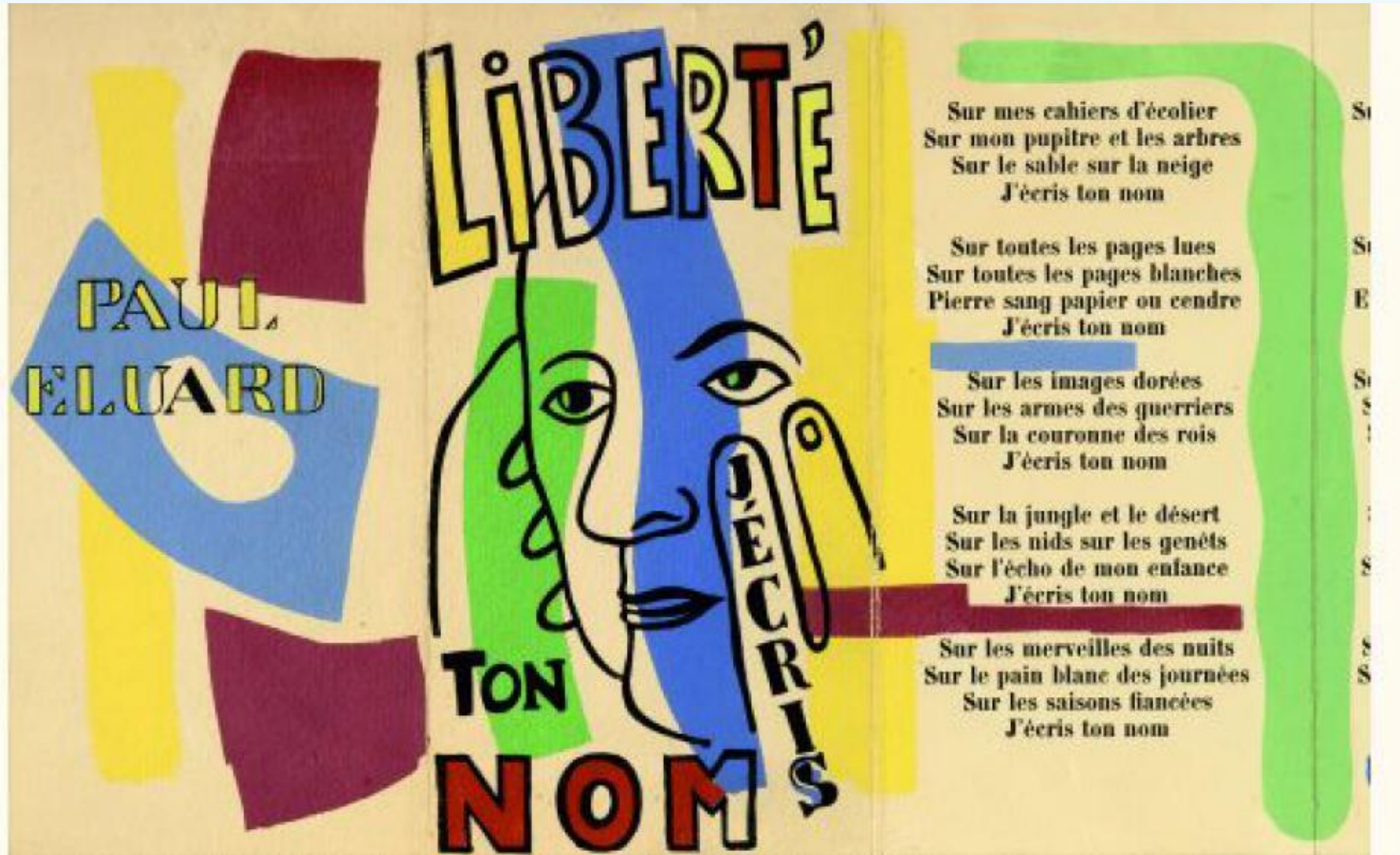
5 ②カルメル派修道女の対話事件

- 2015年10月13日パリ控訴院
- 著作物の変質は否定
 - セリフ、楽曲は変更なし
- 著作物の精神の変質は肯定
 - 演出家に何らかの自由が認められるとしても、**その自由は著作物の尊重に関する著作者人格権による制限を受ける**
 - ラストシーンの演出変更は一解釈にとどまらず全ての意味合いを変えてしまっている
- 芸術界隈からの強い批判
- Klasen破毀院判決の枠組みに従えば、著作者人格権（本人死亡）vs創作の自由のバランスを探究すべきだったのでは

5 ③Poème Liberté事件

- 2016年2月25日パリ大審院
 - Paul Eluardの詩「Liberté」：レジスタンス運動の象徴
 - 映画「Maps to the Stars」：ハリウッドで落ちぶれた子役の人生を描いた作品。登場人物が詩を何度か暗唱
- 著作物の精神の変質を否定
 - 二次的著作物の表現の自由は、**原著作物が創作された歴史的あるいは事実に文脈に封印されることなしに行使できるものでなくてはならない**
 - この表現の自由は、著作者人格権の権利承継人による主観的な評価によって制限され得ない

5 ③ Poème Liberté事件



5 ③ Poème Liberté 事件



5 ④ Naked事件（Koons事件）

- 2017年3月9日パリ大審院
 - 「Enfants」（1970） Bauret
 - 「Naked」（1988） Koons



Telerama.frより引用

5 ④Naked事件（Koons事件）

- 2017年3月9日パリ大審院
 - なぜこの写真を使用することが不可欠なのか
Koonsは十分な説明していない
 - Bauretの写真は公衆にあまり知られていなかった
 - Bauretに許諾を求めることもできたはず
 - Koonsの利用は「創作的な労力の節約」
 - 著作権侵害と判断してもKoonsの表現の自由の侵害にはならない
 - 一応、表現の自由に基づく抗弁を具体的に検討しようとしている？

6 カルメル派修道女の対話事件破毀院判決

- 著作物の精神の変質を否定
 - セリフ、音楽は変更せず
 - オリジナル版の大切な主題（希望、殉教etc.）は尊重している
- 人権条約10条の抗弁について
 - 演出家の創作の自由vs著作者の著作者人格権の保護の「適切なバランスの探求(la recherché d'un juste équilibre)」を行う必要があったのに検討していない点で控訴院判決は法的根拠を欠く
- 破毀、ヴェルサイユ控訴院に移送

6 カルメル派修道女の対話事件破毀院判決

【Point】

- Klasen破毀院判決のアプローチを踏襲
- 著作者人格権の事例にも適用
- 著作者の死後の事例にも適用

【疑問】

- 著作財産権vs表現の自由のケースと、著作者人格権vs表現の自由のケースで、「適切なバランス探求の具体的方法」は異なるのか？
「適切なバランス」は異なるのか？

7 日本法への示唆

- 破毀院の新しいアプローチがフランスで定着していくかは未知数
- 適切なバランス探求の「具体的方法」は今後洗練されていく？
- 直ちに日本法に参考になるわけではないが、米国との対比をしてみると…

7 日本法への示唆

- 米最高裁（Harper&Row判決、Eldred判決、Golan判決）



- 著作権立法に内在する調整原理によって著作権と言論の自由は調整済み、外在的な審査は不要
 - アイディア・表現二分論
 - フェア・ユース

7 日本法への示唆

- 日本はフランスと同様、制限規定が限定
列挙
 - 一般条項を欠く以上、予め十分な調整原理を著作権法に内包しているといえるのか？
- 著作権侵害訴訟において表現の自由を抗弁として用いることは可能か？→“日本版フェア・ユース”？
- copyright と droit d’auteur
- 著作権法に対する違憲審査の可能性